

平成 26 年 8 月 29 日

受益者の皆様へ

東京海上アセットマネジメント株式会社

投資信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当社商品に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 7 月 28 日から平成 26 年 8 月 28 日まで、下記の対象ファンド（以下、ベビーファンド）が主要投資対象とする親投資信託「TMA 物価連動国債マザーファンド」（以下、マザーファンド）につきまして、投資信託約款変更に係る異議申立て手続きを行ってまいりましたが、ご異議のお申立てのあった受益権口数の合計（ベビーファンドの受益者様の受益権の口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権の口数に換算させていただきます。）が、基準日（平成 26 年 7 月 28 日）現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えなかったため、予定通り投資信託約款の変更を行うこととなりました。

受益者の皆様におかれましては、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 対象ファンド

追加型証券投資信託	東京海上セレクション・物価連動国債
追加型証券投資信託	東京海上・物価連動国債ファンド
追加型証券投資信託	日本物価連動国債ファンド（ラップ向け）
追加型証券投資信託	TMA 物価連動国債ファンド（適格機関投資家限定）
追加型証券投資信託	年金国内物価連動国債ファンド（適格機関投資家限定）

2. 約款変更適用日

平成 26 年 10 月 1 日

3. 変更内容

信託財産に組入れる物価連動国債の加重平均残存期間の対象を「発行済みの物価連動国債」から「平成 25 年 10 月以降に発行された物価連動国債」に変更します。

平成 20 年 6 月まで発行された償還時に元本保証がない物価連動国債の取引が減少し、発行済みの物価連動国債を投資対象とした運用が困難となりました。そのため、信託財産に組入れる物価連動国債の加重平均残存期間の制約を変更するものです。

以 上